

第38回青空市出店者募集

青空市は、品物の再使用を図ることを目的としています。営業目的の出店はできません。

応募資格 市内在住の高校生以上の個人または団体（高校生は保護者の承諾が必要）

区画数 100区画（先着順）

参加費 1区画（3×4m）800円

取扱品 家庭で不要となった品物や不要な素材で製作したもので、壊れていないもの

※家電製品・食料品・ペットなどの販売はできません。

申込み・問合せ 4月22日(日)午前9時～正午に、直接消費生活センターへ
☎ 555-1111

※電話・郵送での申込みは受け付けません。

※駐車場に限りがあります。車での来場は遠慮してください。

※青空市当日の説明は申込受付後、順次行います。

第38回青空市

日時 5月12日(土)午前9時～正午(雨天およびグラウンド状態不良の場合は中止)

会場 富士見公園Cグラウンド



第32回羽村市消費者の日 第Ⅱ弾

『生ごみパワーを土に戻そう』

『プランターでも元気野菜が育つ』

「第32回羽村市消費者の日 第Ⅱ弾」として、講座を行います。ぜひ、お越しください。

日時 4月14日(土)午前10時～正午
会場 消費生活センター活動室
定員 40人(先着順)

内容 元気野菜作りと元氣人間作り

／生ごみ堆肥を使った土作り

講師 吉田俊道さん(NPO法人大地といのちの会理事長)

申込み・問合せ 4月2日(月)午前9時から、電話で消費生活センターへ

☎ 555-1111

羽村の名産を楽しむ「お楽しみ市」

「お楽しみ市」では、ペットボトル水「水はむら」をはじめとした羽村の名産品やコロッケ、焼きそばなどの販売をします。

ぜひ、買い物に来てください。

日時 4月6日(金)午前9時～午後1時
会場 市民パトロールセンターはむら(羽村駅西口)

販売品 コロッケ・焼きそば・ペットボトル水「水はむら」などの羽村の名産品

主催 羽村市商業協同組合・本町西口商店会

問合せ 羽村市商業協同組合 ☎ 555-15421 / 産業課商工観光係

やってみよう！体力測定

年に1度、自分の体力年齢を調べてみませんか。

期日 4月30日(月)

会場 スポーツセンター1階第2ホール

対象 市内在住・在勤の20～79歳の方

時間 午前10時(集合)～正午(予定)

内容 握力・上体起こし・長座体前屈・開眼片足立ち・10m障害物歩行・6分間歩行

20～64歳の方
時間 午後2時(集合)～4時(予定)

内容 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・立ち幅跳び

共通

参加費 100円
持ち物 室内用運動靴・飲み物・タオルなど

指導者 NPO法人羽村市体育協会スポーツトレーナー

申込み・問合せ 4月3日(火)～29日(日)の午前9時から午後4時まで

「住所・氏名・電話番号・4月1日時点の年齢」を、電話・ファクス・Eメールまたは直接スポーツセンター12階トレーニングルーム(NPO法人羽村市体育協会)へ

☎ 555-1698 FAX 555-1699

✉ taiky@herb.ocn.ne.jp

※当日受付は行いません。

羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定

市では、老人福祉法および介護保険法に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的な計画として策定しました。

▶計画の概要

基本理念

高齢の方一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができ、高齢者福祉施策の展開と、予防や介護の一貫性・連続性のある取組みを推進するため、「自立と尊厳の保持」「健康で生きがいをもてる生涯現役社会の実現」「共に助けあい支えあうまちの実現」を基本理念としています。

基本目標

基本理念の実現に向けて、基本的な視点を踏まえ、計画を推進するために、「生涯現役に向けた環境づくり」「地域における総合的な支援体制づくり」「介護保険サービスの基盤づくり」「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」の4つを基本目標として設定しています。

施策の体系と展開

市の現状と課題の分析を行い、計画を推進するための具体的な取組みをまとめました。

※「羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」は、市役所1階高齢福祉介護課窓口・市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

介護保険料が決まりました

介護保険料は3年ごとに見直します。平成24年度は見直しの年にあたることから、「羽村市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」の策定に基づき、今後3年間でどのような介護サービスがどのくらい必要になるかを判断し、見直しを行いました。

平成24～26年度の3年間の第1号被保険者（65歳以上）の方の保険料（年額）は、次のとおりです。

- ▶保険料を算出するにあたり、「介護給付費準備基金」などを活用し、基準額は現行保険料48,000円と同額としました。
- ▶第3段階を細分化して特例第3段階を設定し、所得水準の低い被保険者に配慮しました。
- ▶第7段階の基準合計所得金額を国の基準額変更に合わせて、200万円から190万円に改正しました。



問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

所得段階区分		計算方法	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方	基準額 ×0.45	21,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	21,600円
特例第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.60	28,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.70	33,600円
特例第4段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.83	39,800円
第4段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える方	基準額	48,000円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.08	51,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上の方	基準額 ×1.25	60,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額 ×1.50	72,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.55	74,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×1.60	76,800円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 ×1.65	79,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×1.70	81,600円